

姫路市一般廃棄物処理基本計画の策定について

1 計画の名称

計画の名称は、『姫路市一般廃棄物処理基本計画』とします。

2 策定の主旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定により、市はその区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられています。

本市においても姫路市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を定めていますが、現行の基本計画は、平成20年3月に策定し、中間見直しとして平成24年3月に改定したもので、平成29年度が計画の最終年度となることから、新たな計画の策定が必要となります。

基本計画の策定に関連する国の計画では、循環型社会の形成に向けて、ごみの減量化推進に加えて、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用していく必要があるとしています。また、わが国の豊富な経験と知識を他の国々と共有し、地球規模の循環型社会形成に貢献していく必要性についても示しています。

これらを踏まえ、本市においても、市民、事業者、行政それぞれが主体となり、ごみ減量推進と循環型社会形成に取り組めるよう、その指針となる計画の策定を目指します。

3 計画の位置づけ

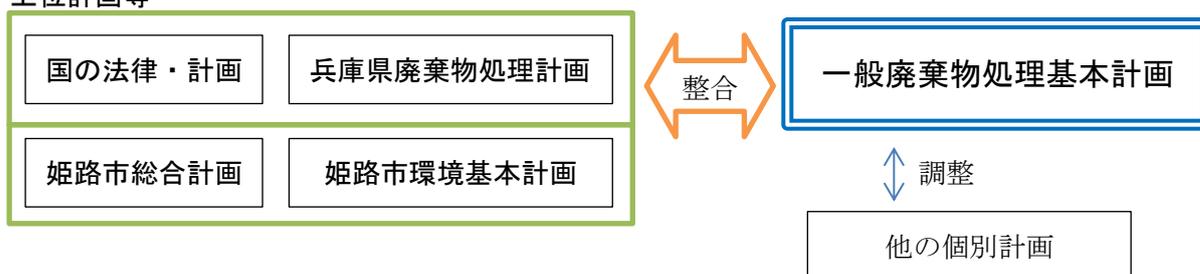
姫路市の総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」では、目指すべき都市像「生きがいと魅力ある 住みよい都市 姫路」の実現に向け、「自然豊かで快適な 環境・利便都市」を基本目標として掲げています。

また、姫路市環境基本計画は、「他の計画の策定及び施策の実施に際し、環境面において整合が図られるべきもの」としての役割を担っています。

このたび策定する基本計画については、姫路市総合計画や姫路市環境基本計画を上位計画として位置づけるとともに、本市における諸施策との整合を図るものとします。

また、国の法律・計画や兵庫県が策定している「兵庫県廃棄物処理計画」等との整合を図るものとします。

上位計画等

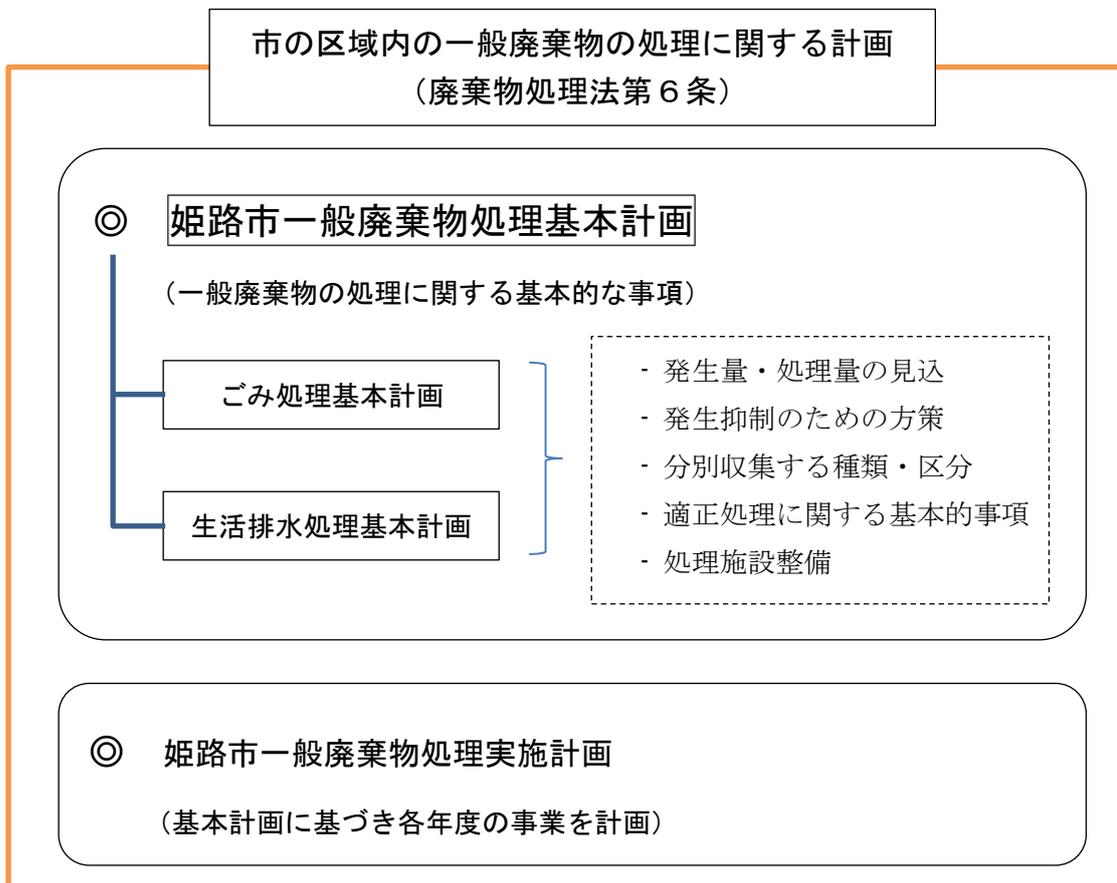


4 計画の概要

(1) 計画の構成

廃棄物処理法に基づき市に策定が義務付けられている一般廃棄物の処理に関する計画は、基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」により構成されます。

【計画の構成】



(2) 計画の期間

環境省が作成した「ごみ処理基本計画策定指針」において、目標年次を概ね10年から15年先においた計画の策定が適切であるとされていることから、平成44年度を目標年度とし、平成30年度から平成39年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画期間の中間時期である概ね5年後に計画の見直しを行うこととします。

【計画期間】



5 策定の視点

環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が共通の目標を持って取り組み、より効果的で効率的な計画とするため、以下の視点を持って策定することとします。

(1) 姫路の特色を活かした計画づくり

姫路の地域特性のほか、市民・事業者へのアンケートを通じて、本市をとりまく状況を十分に踏まえ、本市の特色を活かした計画づくりを目指します。

(2) わかりやすい計画づくり

施策目標の数値化や図表化、あるいは平易な語句を用いることによって、市民・事業者に分かりやすい計画を目指します。

(3) 将来の指針となる計画づくり

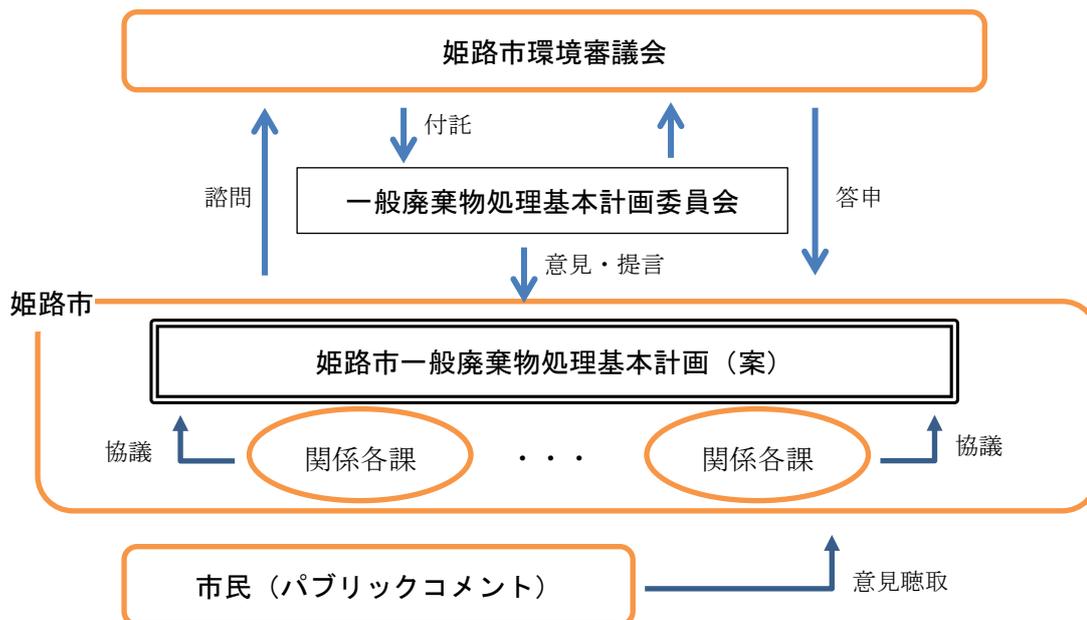
循環型社会の形成に向け、市民・事業者・行政が目指すべき姿を具体的に想像できるよう、将来の指針となる計画の策定を目指します。

(4) 実効性のある計画づくり

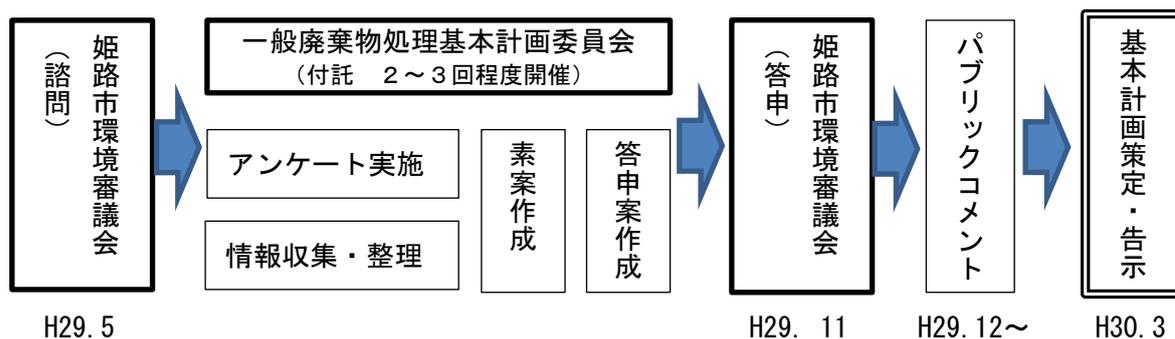
目標達成に向けた着実な取り組みが行えるよう、実効性のある計画の策定を目指します。

6 策定に係る組織体制・スケジュール

(1) 組織体制



(2) 策定スケジュール（予定）



7 一般廃棄物処理基本計画のイメージ（案）

I. 序論

計画の位置づけ（上位計画との関係）、計画期間などを定めます。

II. 姫路市の特性

姫路市の自然特性や、人口、世帯数、集積産業などの社会特性をまとめます。

III. ごみ処理基本計画

1. 本市をとりまく現状と課題

- ・国や県、類似都市の動向などを整理します。
- ・本市のごみ処理に関するこれまでの取組みと現状、ごみ処理に係る行政課題などを整理します。
- ・アンケート結果をもとに、環境問題やごみ減量等に関する市民・事業者の意識を整理します。
- ・上記をもとに、ごみ処理に関する本市の特徴（強みや弱みなど）を整理し、目指すべき方向を導き出します。

2. 将来の姫路市（循環型社会の形成を目指して）

- ・基本理念
循環型社会形成に向けて、市民・事業者・行政が目指すべき方向を明確にします。
- ・目指す都市像（基本方針）
市民・事業者・行政それぞれの立場から見た将来目指すべき都市の姿を示し、それぞれの主体が明確に目標を意識できるように基本方針を定めます。
- ・基本フレーム（基本目標）
基本理念、基本方針の実現に向け、廃棄物処理法に掲げる事項に関する基本的な目標を定めます。
- ・目指す都市像の実現に向けた施策
将来の姫路市の実現に向け、具体的に進めていく施策・事業を整理します。

3. 計画推進に向けて

市民・事業者・行政それぞれの役割など、計画を推進する体制と、数値的な指標、計画の進行管理について定めます。

IV. 生活排水処理基本計画

生活排水処理に関して、以下の事項について定めます。

1. 生活排水処理の現状と課題
2. 将来の見通し
3. 基本方針
4. 基本方針を踏まえた施策